

5 不服申立ての状況

【不服申立ての状況】

[単位：件]

16年度 から 繰越件数	17年 度 の 諮問件 数	平成17年度審査会処理件数			未処理の 件 数 (諮問中)	却下	取下げ
		認容	一部認容	棄却			
41	29	4	17	17	31	0	1

注

1 この表は、平成18年3月31日現在の件数です。

2 却下は、不適法により実施機関が審査会に諮問せず決定した件数です。

【不服申立ての処理状況】

[単位：件]

年度	前年度 繰越 件数	当該年度 不服申立 件数	当該年 度諮問 件数	処理件数			未処理 件数 (諮問中)	取下 げ	諮問 なし			
				認容		棄却						
				全部	一部							
2	0	6	6	0	2(2)	1	0	3	0			
3	3	1	1	1	1(1)	0	0	2	0			
4	2	7	7	0	1(1)	4	0	4	0			
5	4	5	5	0	0(0)	2	0	7	0			
6	7	7	5	0	3(2)	2	0	7	1			
7	7	8	8	0	7(5)	1	0	7	0			
8	7	12	12	0	5(5)	2	0	12	0			
9	12	22	21	2	5(5)	2	0	24	0			
10	24	18	18	4	13(12)	11	1	12	1			
11	12	15	11	9	6(6)	3	0	5	0			
12	5	22	19	3	4(4)	5	0	13	0			
13	13	26	19	1	8(8)	13	0	10	3			
14	10	27	27	2	8(8)	14	0	10	3			
15	10	43	39	2	8(8)	18	0	18	3			
16	18	85	56	3	7(7)	16	0	41	7			
17	41	37	29	3	17(17)	17	0	31	1			
計	-	341	283	31	95(91)	111	1	-	19			
									19			

注 1 平成元年以前については不服申立てはありませんでした。

2 「諮問なし」欄は、諮問前の取下げと実施機関による却下決定です。

3 ()内の数字は、答申数です。

内容が同一(類似)の事案で複数の不服申立て(諮問)がなされた場合には、ひとつの答申で答えることが
あるので、不服申立て(諮問)の件数と答申数は一致しません。

6 まとめ

平成17年度の開示請求状況は、公文書件数では前年の20,569件を大きく上回り、30,212件となりましたが、延べ請求者数では6,042人となり、前年の6,891人より減少しました。このことは、情報公開制度がより多くの方に利用されてきていることの証左であると言えます。

また、平成12年度から受付を始めた電子メールによる請求が397件となり、情報公開にも情報技術が活用されていることを示したものと言えます。

開示請求の内容をみてみると、公共工事施工に関するもの、産業廃棄物処理に関するもの、一般廃棄物・産業廃棄物処分場に関するもの、新規飲食店等の許可状況や社会福祉法人等への監査結果に関するもの、県が実施する各種試験の試験問題に関するもの、訴訟に関するものなど、多種多様の請求があります。

営業目的などで利用するため、行政が保有している情報に関する法人からの開示請求が3,903件となっています。

県では、ホームページの活用をはじめ、さまざまな行政情報の提供を実施しているところですが、より一層行政資料の充実、インターネットへの情報掲載など情報提供の推進に努めていく必要があります。